

若林区会館等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、別表1に示す会館等の効率的な利用を図るため必要な事項を定める。

(会館時間)

第2条 会館等の開館時間は午前9時から午後9時までとする。

2. 利用時間区分は、午前の部 午前9時から午後0時30分、
午後の部 午後1時30分から午後5時、夜間の部 午後5時
30分から午後9時とする。
3. 行事の準備や後片付け等で開館時間外を利用する場合は区長の許可を受けなければならない。

(利用基準)

第3条 会館等を利用する者は、区長の許可を受けなければならない。

2. 区長は、次のいずれかに該当するときは会館等の利用を許可しない。
 - (1) 営利を目的とした活動と認めたとき。
 - (2) 政治を目的とした活動と認めたとき。
 - (3) 宗教を目的とした活動と認めたとき。
 - (4) 公の秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
 - (5) 若林区の事業に支障があると認めたとき。
 - (6) 会館等の管理上支障があると認めたとき。
 - (7) 利用する者の中に他の区民が半数以上入っていると認めたとき。
3. 第2項の規定にかかわらず区長が認めた場合は許可することができる。

(利用申込)

第4条 利用申込は、利用月の1ヶ月前の1日から利用月までとする。

2. 利用申込する者は「若林会館等利用申込書」を提出し許可を受けなければならない。

(利用料金)

第 5 条 利用料金は、別表 2 に示す金額とする。

(利用料金の減免)

第 6 条 区長は、次のいずれかに該当するときは利用料金を減免することができる。

- (1) 若林区の事業を目的とした活動と認めたとき。
 - (2) 若林区内の各種団体がその目的に沿った活動を認めたとき。
 - (3) 自主グループの会員が全て若林区民で構成されていると認められたとき。
 - (4) その他 区長が必要と認めたとき。
2. 自主グループの活動で、会員が講師に講師料を納めている場合は利用料金の減免を許可できない。
 3. 自主グループの活動で、他の区民が1人でも会員となっている場合は利用料金の減免を許可できない。

(利用上の留意)

第 7 条 利用は、次に示す事項を遵守しなければならない。

- (1) 消灯、施錠を必ず行い、鍵は所定の場所に返却すること。
- (2) 利用前の原状を確認し、利用後は利用前の状態に復帰すること。
- (3) 利用時間内に準備、後片け、清掃を行うこと。
- (4) 湯飲み等の備品を利用したときは、湯沸室で洗った後、所定の場所に返却すること。
- (5) 湯沸器具を使用したときは、ガス元栓、電源を切ること。
- (6) 活動中に出たゴミは、利用者が必ず持ち帰ること。
- (7) 利用者が、故意又は過って施設あるいは、備品を破損し、又は滅失したときは、区長に報告しなければならぬ。
- (8) 館内での喫煙は禁止とする。

2. 区長は、利用者に前項の規定の他に、利用に関する指導を行うことができる。

(自主グループの登録)

第8条 自主グループは、グループ名、利用目的、会員の住所、氏名、電話番号を登録しなければならない。

(貸し出し備品)

第9条 館外への貸し出し備品は次のとおりとする。

- (1) 貸し出し備品は机・椅子とする。
- (2) 貸し出し料金は別表2に示す金額とする。
- (3) 貸し出し料金の減免は第6条に示す規定とする。
ただし、個人の場合は有料とする。
- (4) その他の貸し出し備品は、区長が必要と認めた場合とする。

(第3若林会館の特例)

第10条 若林区民に限って葬儀告別式、法事に第3若林会館の全室を利用することができる。

2. 葬儀告別式、法事に利用するときは、他の利用に優先して利用することができる。
3. 利用料金は、別表2に示す金額とする。

第11条 この規定に定めのない事項及び、疑義が生じた場合は役員会の協議のうえ決定することとする。

この規定は平成18年4月1日より施行する。

①平成19年4月1日 別表2 若林公会堂再建に伴う変更

別表1 会館等の名称

会館名	所在地	備考
若林公会堂	若林西町上ノ山 92	鉄骨2階建 平成19年2月 新築
若林会館	若林西町上ノ山 78・79	木造平屋建 昭和54年3月 新築
第2若林会館	若林東町新屋敷 15-4	鉄筋コンクリート一部鉄骨2階建 昭和58年8月 新築
第3若林会館	若林東町棚田 123-1・125-4	鉄筋コンクリート2階建 昭和63年9月 市より借用
第4若林会館	若林東町三和 74-2	鉄骨平屋建 平成11年12月 新築

別表2 会館等の利用料金
料金は1区分当りとする。

会館名称	部屋名	利用料金	備考
若林公会堂	多目的ホール	2,000 ^円	
	第1会議室	貸出禁止	
	第2会議室	500 ^円	
	第3会議室	貸出禁止	
若林会館	洋間	500 ^円	
	和室	500 ^円	
第2若林会館	2F大広間	1,000 ^円	
	洋間	500 ^円	
	和室	貸出禁止	
第3若林会館	大広間	1,000 ^円	葬儀告別式は 1日 5,000円
	会議室	500 ^円	
	和室	500 ^円	
第4若林会館	大広間	1,000 ^円	
	和室	500 ^円	

会館等の貸し出し備品料金

貸し出し備品	単位	料金	備考
机	1日・1回・1脚	50 ^円	
椅子	〃	20 ^円	